

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

有吉病院およびその関連施設で人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者とその家族等に患者・家族等に適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を尊重し、医療・ケアを提供することに努める。

2. 人生の最終段階の定義

人生の最終段階とは、患者自身の状態をふまえて、医療・ケアチームにて判断を行う。

- ・ がん末期のように、予後が数日～長くとも数ヶ月と予測される場合
- ・ 慢性疾患の急性増悪を繰り返すなど、予後が短い可能性が高いと予測される場合
- ・ 多発性脳梗塞や加齢にともなう老衰など、予後が数ヶ月から数年と予測される場合

3. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- ・ 医師・ケアチームは、患者本人の意思が、変化しうるものであることをふまえつつ、患者本人が自らの意思をその都度示し、周囲に伝えることができるような支援を行う。
- ・ 患者本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性がある場合、家族などの信頼できる方も含めて、患者本人との話し合いを繰り返し行う。また、この話し合いに先立ち、患者本人が、家族などのうち特定の者を、自らの意思を推定できる者として前もって定めておくことが重要と考える。
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断をする。
- ・ 医療・ケアチームは、可能な限り、仏痛やその他の不快な症状を緩和するよう努め、患者本人・家族等に対して、精神的・社会的な援助も含めて総合的な医療・ケアを行う。
- ・ 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死については、本指針では対象としない。

4. 人生の最終段階における医療・ケア方針の決定手順（プロセス）について

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次のものとする。

【患者本人の意思確認ができる場合】

- (1) 患者本人の状態に応じた、専門的な医学的検討を経て、医師などの医療従事者から、適切な情報の提供と説明を行います。患者本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いをふまえた上で示された、本人による意思決定を基本とし、多職種の医療・介護従事者にて構成される医療・ケアチームとしての方針決定を行う。
- (2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更などに応じて、患者本人の意思は変わ

りうるものである。その都度、適切な情報提供と説明を行い、患者本人が自らの意思の変化を家族や医療・ケアチームに伝えることができるように支援する。

なお、患者本人が自らの意思を伝えられなくなる場合も想定し、家族等を含めた話し合いを繰り返し実施できるよう努める。

(3) このプロセスにおいて話し合った内容についてはその都度、診療録に記載する。

【患者本人の意思確認ができない場合】

患者本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームのなかで慎重に判断を行う。

- (1) 家族等が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者本人にとって最善の方針をとることを基本とする。
- (2) 家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、患者本人に代わるものとして家族等と十分に話し合い、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- (3) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、話し合いを繰り返し実施できるよう努める。
- (4) これらの決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより、必要と判断される場合は、医局会議にてその方針を審議する。

【認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援】

障害者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を、家族及び関係者、医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援する。

5. 参考資料

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン 厚生労働省 2018年3月改訂
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン 厚生労働省 2018年6月

2023年7月制定
医療法人 笠松会 有吉病院